

別表 保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の利用における調整のための基準(保育所等利用調整基準)

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本点数」及びその他の状況に応じた(2)「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1) 基本点数

保育を必要とする事由にしたがい設定する。

- ・父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本点数を設定する。
- ・父母それぞれの点数の合算を基本点数とする。
- ・ひとり親世帯については、当該ひとり親の点数と100点との合算を基本点数とする。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者で基本点数を設定する。

(2) 調整点数

- ①保育の代替手段、②世帯の状況、③就労状況及び④きょうだいの状況に応じて加減点する。

※基本点数及び調整点数の合計が同一点数で並ぶ場合には、「同一点数時の順位」により優先順位を設定する。

(1) 基本点数表

事由	(細目)	基本点数	保育できない理由・状況
①就労		100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている。
		90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている。
		80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている。
		70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている。
		60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている 契約時間等は上記70点以上の項目に該当するが、就労実態が確認できない場合
②妊娠・出産		60	母が出産又は出産予定日の前後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する場合。
③育児休業		50	育児休業中であるが、地域型保育事業の卒園に伴い、利用申込みを行う場合。
④保護者の疾病・障がい	疾病など	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
		50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
		80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
		60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けていて、保育が困難な場合。

⑤親族の 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、20日以上かつ週40時間以上保育が常時困難な場合。
	80	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ週30時間以上保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	60	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週16時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護・看護や入院・通院・通所の付き添いのため、上記には該当しないが、月64時間以上保育が困難な場合。
⑥災害復旧	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
⑦求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	60	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	50	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している。
	20	上記の世帯以外で、求職中である場合。
⑧就学	80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合。
	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合。
虐待・DV	※	虐待・DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合。
その他	※	以上の保育が必要な事由に類するものとして市長が認める状態にある場合。

#### (点数の設定にあたって)

- 1 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数の高い方の事由を採用する。
- 2 「①就労」の就労時間数は休憩時間を含むものとする。  
また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。
- 3 「※」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。  
また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断する。
- 4 自営業・内職の内容のわかる資料(P3参照)が提出できない場合は、起業・内職準備中とみなし、求職活動20点とする。

## (2) 調整点数表

	内容	点数	該当する要件等	
保育の 代替手段	希望する保育所等に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合	△90		
	児童を同居の親族(65歳未満の者に限る。)に預けることが可能である場合。	△ 3		
	保育認定にかかる地域型保育事業の卒園児である場合。(卒園後の利用申込の場合を除く。)	10		
	利用申込時点で、申込事由を理由として、申込児童について認可外保育施設等を、週4日以上、有償で利用している場合。	5		
	利用児童以外の子の育児休業取得により退所し、復職時に申込をする場合。	10		
	転所	きょうだいを利用している保育所等に転所の申込をする場合。 保育所等を利用中の場合(前項目に該当する場合、もしくは転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合を除く)。	15 △ 5	
世帯の 状況	保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。 身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。	5 3	
	同居親族に、身体障害者手帳3級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がいる場合(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合を除く)。または要介護1以上の認定者がいる場合。	1	「⑤親族の介護・看護」を除く	
	介護・看護が必要な同居親族が複数人いる場合。	3	「⑤親族の介護・看護」のみ	
	多胎児を妊娠している場合。	3	「②妊娠・出産」のみ	
	ひとり親世帯。	30		
	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合。	10	前項目と重複適用なし	
	市外に居住している場合(転入予定、市内の保育所等へ復職する保育士等の加点適用者を除く)。	△ 90		
1号認定を受けて現に認定こども園において特定教育・保育を受けている子どもの保護者が、2号認定を受けて引き続き同一園での利用の申込をする場合。	30			
就労状況	単身赴任(国外)。	8		
	単身赴任(国内)。	6		
	利用申込時点ですでに就労している場合。	5	「⑦求職活動」のみ	
	保護者が以下の職業で月120時間以上の勤務で復職する場合(内定を含む)。 ・市内の保育所等(企業主導型保育事業含む)へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	30	転所の場合を除く	
	保護者が以下の職業で月64時間以上120時間未満の勤務で復職する場合(内定を含む)。 ・市内の保育所等(企業主導型保育事業含む)へ復職する保育士・保育教諭 ・市内の認定こども園、長時間・長期休業中に預かり保育を実施している幼稚園へ復職する幼稚園教諭 ・保育士配置として振替可能な市内の保育所等へ復職する看護師	20	転所の場合を除く	

きょうだいの状況	きょうだいが同時に申込をする場合。	5	
	利用児童以外の子の育児休業により退所し、復職時に申込をする場合で、利用児童以外の子が申込をする場合。	10	
	すでにきょうだいが保育所等を利用している場合(転所申込を除く)。	8	
	うち、きょうだいが利用している保育所等を第一希望で申込する場合	15	
	きょうだいに保育所等への利用及び利用申込のない未就学児童がいる場合。 (当該児童が介護・看護の対象児童である場合・幼稚園の預かり保育を利用している場合を除く)。	△ 4	
その他	福祉事務所長が特に必要と認める場合。	※	

(3) 同一点数時の順位表

1	神戸市民である(転入予定者を除く)。
2	基本点数が高い順。
3	当該保育所等の希望順位が高いもの。
4	3ヶ月分以上利用料(保育料)の滞納がないこと。
5	利用調整の結果、内定後に利用を辞退していないこと(平成30年10月以降の内定に限る)。
6	利用開始時点における、申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順。
7	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順。
8	同一点数となった全員が育児休業中の場合、当該年度内に育児休業が終了するもの。
9	同一点数となった全員が就労事由の場合、自宅から勤務先まで合理的な手段での通勤時間が長い順(父母の時間を合算。ひとり親の場合は当該ひとり親の通勤時間を倍とする。)
10	希望施設数を多く記入している順。